

## 決算審査特別委員会（全体会）

令和2年9月25日（金曜日）午前11時00分開会

### 出席委員（25名）

委員長	松田寛人	副委員長	佐藤一則
副委員長	齊藤誠之	副委員長	星宏子
委員	益子丈弘	委員	山形紀弘
委員	中里康寛	委員	田村正宏
委員	星野健二	委員	小島耕一
委員	森本彰伸	委員	相馬剛
委員	平山武	委員	大野恭男
委員	鈴木伸彦	委員	櫻田貴久
委員	伊藤豊美	委員	眞壁俊郎
委員	高久好一	委員	相馬義一
委員	齋藤寿一	委員	玉野宏
委員	金子哲也	委員	吉成伸一
委員	山本はるひ		

### 欠席委員（なし）

### 出席議会事務局職員

議会事務局長	増田健造	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	佐々木玲男奈
議事課主査	鎌田栄治	議事課主査	飯泉祐司
議事課主任	伊藤奨理		

### 議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

○認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

【3副委員長報告・質疑・討論・採決】

- 4. その他
- 5. 閉 会

開会 午前11時00分

### ◎開会及び委員長挨拶

○松田委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会全体会を開会いたします。

本日はお忙しい中、全体会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、当委員会に付託された案件については、去る9月14日から16日にわたり、各分科会において慎重に審査されております。本日はその審査結果を基に進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。



### ◎審査事項

○松田委員長 それでは、次第3、審査事項に入ります。

さて、本定例会において当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第10号までの決算認定案件10件でございます。

ここで、本日の委員会の進め方について簡単に御説明を申し上げます。

まず、当委員会に付託されている議案につきましては、各分科会における審査結果の報告を行います。報告が終わりましたら、議案ごとに順次、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

初めに、決算審査特別委員会第1分科会における審査結果について、佐藤副委員長から報告をお願いいたします。

佐藤副委員長。

○佐藤副委員長 決算審査特別委員会第1分科会の審査経過と結果について御報告をいたします。

令和2年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件5件であります。

付託案件を審査するため、本定例会に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうなのかを基本に、去る9月14日及び15日の2日間、議場及び303会議室において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、西那須野支所について申し上げます。

総務税務課の審査において、委員から、旧三島第2公会堂施設整備工事費が減額になった理由はとの質疑があり、執行部からは、平成30年度に実施した国道4号バイパスの整備に係る補償工事であり、令和元年度はそれが実施されなかったためとの答弁がありました。

次に、市民福祉課の審査では、委員から、西那須野支所福祉係所有の公用車のタイヤが、10年以上経過して劣化したから更新したとのことだが、交換基準はあるのかとの質疑があり、執行部からは、基準はなく、購入して10年以上経過しており、もっと早く交換すべきとの思いはあったが、車検時に劣化を指摘されたので更新したとの答弁がありました。

次に、産業観光建設課の審査では、委員から、地域活性化イルミネーション事業（西那須野駅前）の総事業費はとの質疑があり、執行部からは、53

万5,48との答弁がありました。

続いて、総務部の審査について申し上げます。

総務課の審査においては、委員から、消防団の加入実績はとの質疑があり、執行部からは、令和2年4月1日現在で黒磯支団19名、西那須野支団7名、塩原支団9名、合計35名入団したが、退団者がそれを超えたので、那須塩原消防団員数は減少したとの答弁がありました。

また、別の委員からは、顧問弁護士2名の相談件数はとの質疑があり、執行部からは、各14件で合計28件との答弁がありました。

次に、財政課の審査では、委員から、市有バス1号車事故代車借上げの詳細はとの質疑があり、執行部からは、令和元年9月4日、交差点赤信号で停車していた市有バスに後続のトレーラーが追突した事故で、昨年8月まで相手側の代車負担、9月以降は市で支出している。まだ、事故の過失割合が決定していないので、9月以降の分は暫定的に市で支出しているとの答弁がありました。

次に、契約検査課の審査では、委員から、入札の指名停止状況の事業区分についてとの質疑があり、執行部からは、独占禁止法違反3件、不正または不誠実な行為3件、計6件の指名停止があったとの答弁がありました。

次に、課税課・収税課の審査では、委員から、個人市民税現年課税分の納税義務者が平成30年度より748人増加した内訳はとの質疑があり、執行部からは、特別徴収の従業員が増加したからとの答弁がありました。

また、別の委員から、入湯税滞納繰越分、調定額約1億3,000万円、決算額約1億2,700万円なので、未納額約300万円の理由はとの質疑があり、執行部からは、催促を行い、相談を受けても、経営状況等で全納できないので、分納で納付されている状況のものもあり、滞納整理中のものもある

との答弁がありました。

続いて、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員会、公平委員会の審査について申し上げます。

委員から、栃木県議会選挙において、落選者より得票数が少ないのに当選になっている理由はとの質疑があり、執行部からは、那須塩原市、那須町選挙区での当落だが、表の数字は那須塩原市のみで、那須町の得票数が入っていないためとの答弁がありました。

続いて、塩原支所の審査について申し上げます。

総務福祉課の審査では、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑はありませんでした。

次に、産業観光建設課の審査では、委員から、塩原支所管理の有料管理施設、観光施設6施設のうち、使用料が増えたのは何か所かとの質疑があり、執行部からは、塩原温泉家族旅行村と天皇の間記念公園の2か所との答弁がありました。

続いて、企画部の審査について申し上げます。

企画政策課の審査では、委員から、定住自立圏事業の内容と成果はとの質疑があり、執行部からは、本市が中心市的那須地区定住事業では、公共交通の圏域内統合、再生可能エネルギー適正利用、有害鳥獣対策事業等で一番大きい成果は、那須塩原駅東口バリアフリー化事業としてのエレベーターの設置との答弁がありました。

次に、シティプロモーション課の審査では、委員から、移住・定住事業の実績と今後について質疑があり、執行部から、移住の実績は16名で、移住相談の件数は151名であった。コロナの関係でテレワークが進行しており、東京圏に住んでいる必要がなくなったという方もいるため、今後、そういった傾向は出てくると思われるとの答弁がありました。

次に、秘書課の審査では、委員から、市政功労者等表彰費減額の理由はとの質疑があり、執行部からは、各分野で表彰基準があり、該当者を表彰審査委員会で決定し表彰するもので、平成30年度に比べ、令和元年度の人数が減少したためとの答弁がありました。

次に、市民協働推進課の審査では、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑はありませんでした。

次に、那須塩原駅周辺整備室の審査では、委員から、新庁舎建設用地不動産鑑定評価の土地は、沓掛72番地（現前弥六南町7の1から18）なのかとの質疑があり、執行部からは、建設予定地のスーパーブロック（前弥六南町7の1から18）が対象であり、地権者と交渉等に当たっているところとの答弁がありました。

続いて、会計課の審査においては、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑はありませんでした。

続いて、議会事務局の審査では、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、特別会計の決算認定案件4件について申し上げます。

まず、認定第2号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、認定第3号

令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、認定第4号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑、意見等はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、上・中塩原温泉管理事業、施設維持管理事業の内容はとの質疑があり、執行部からは、主にCO<sub>2</sub>削減に伴う計画策定及び詳細設計業務委託、温泉ポンプをインバータ化して、電気代とCO<sub>2</sub>を削減するものとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第7号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○松田委員長 ありがとうございます。

ここで、佐藤副委員長より、訂正の説明をお願いいたします。

○佐藤副委員長 先ほどの財政課の報告の中で、執行部からは平成元年と申し上げたところ、令和元年に訂正願います。

○松田委員長 ありがとうございます。

次に、第2分科会における審査結果について、齊藤副委員長から報告をお願いいたします。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 それでは、私のほうからは、決算審査特別委員会第2分科会の審査の経過と結果についてご報告をさせていただきます。

令和2年第4回那須塩原市定例会において、当分科会に付託された案件は、決算認定4件であります。

付託案件を審査するため、本定例会に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りがないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月14日から16日までの3日間、議員控室、議場、303会議室において、委員全員

出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された意見、質疑等を中心に申し上げます。

それでは、認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

教育委員会事務局教育部の審査について申し上げます。

教育総務課の審査では、小学校管理費の学校用地の賃借料約369万円の3つの学校の内訳を伺うとの質疑があり、執行部からは、旧寺子小学校が約4万9,000円、波立小学校が約11万2,000円、そして旧穴沢小学校が約353万円であるとの答弁がありました。

また、委員から、議員間討議において、旧穴沢小学校はもう学校として使用していないのにも関わらず、毎年約353万円の賃借料を払っていくということについて、ほかの委員の意見を伺いたいとの申出がありましたが、ほかの委員からは特に意見等はなく、その後、質疑に戻った後に執行部からは、面積は旧寺子小学校は約340㎡、波立小学校は約470㎡、旧穴沢小学校は約1万8,051㎡と、かなり違いがある。また、契約について、旧穴沢小学校の契約期間は令和13年までとなっており、さらに更地に返すという条件がある。しかし、費用の捻出ができず、校舎を解体できないでいる状況にある。解体費用の捻出については今後努力していくとの答弁がありました。

次に、学校教育課の審査では、委員から、小学校と中学校の市採用教員の日本語支援員について伺うとの質疑があり、執行部からは、日本語支援員は、共英小学校、東小学校、黒磯北中学校に1名ずつ配属している。業務の内容は、外国籍の児童生徒への指導と、外国籍の児童生徒の在籍する

学級の支援を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、実際のところ、日本語支援員の人数は足りているのかとの質疑があり、執行部からは、足りていないと考える。現状は配属されている学校だけでなく、支援を必要とするほかの学校の対応も行っているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、宿泊体験館管理運営費の利用実績について、延べ人数ではなく、実人数を伺うとの質疑があり、執行部からは、宿泊体験館メープルの利用実人数は、小学生は20名、中学生が27名の合計47名が実人数の利用であるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課の審査では、委員から、ハーモニーホールの管理運営費及び整備事業費の大田原市と当市の支出負担割合について伺う。また、今後もこの形で継続していくのかどうかの考え方を伺うとの質疑があり、執行部からは、負担割合は、大田原市が6、那須塩原市が4である。また、ハーモニーホールの管理については、検討課題の大きな一つであると認識をしており、今後も継続して大田原市と協議をしていく考えであるとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興課の審査では、委員から、青木のホースガーデンの管理運営費について、指定管理者制度での運営ではなく、業務委託を続けている理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、ホースガーデンは、馬という生き物を扱うことなので、指定管理者制度になじむかどうか様子を見ながら検討しているとの答弁がありました。

次に、国体推進課の審査では、委員から、国民体育大会推進事業費の委託料の部分で、いちご一会とちぎ国体馬術競技会場の基本設計業務及び測量等業務について、事業者の選定はどのように行ったのかとの質疑があり、執行部からは、基本設計業務はプロポーザル方式で選定を行い、国体等

での実績のある事業者を選定した。測量等の業務については、通常の測量と同様なので、市内の業者を対象に実施をした。また、基本設計業務のプロポーザルに参加したのは合計2者であり、測量業務は指名競争入札方式で6者を指名したとの答弁がありました。

続いて、保健福祉部の審査について申し上げます。

社会福祉課の審査では、委員から、自殺対策強化事業費、こころの相談カウンセラーに何人ぐらいの方が相談をされたのかとの質疑があり、執行部からは、令和元年度で延べ55人の方が相談を受けているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、生活困窮者自立支援事業費について、支援員が増えているとのことだが、これは対象者が増えてきたということなのかとの質疑があり、執行部からは、新規の相談件数は大体横ばいで推移しているが、サービス内容を充実させるためにもう1名の増員を図ったところであるとの答弁がありました。

次に、高齢福祉課の審査では、委員から、老人保護措置費の委託料について、施設によって措置費に違いがある理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、金額については入所する施設によっても異なる上、入所している日数によっても異なるとの答弁がありました。

次に、国保年金課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

次に、健康増進課の審査では、委員から、保健センター整備事業費の防水改修工事の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、黒磯保健センターの工事で、屋根上のシート防水の改修工事、また、外壁の撥水塗装などである。さらに、屋上の工事については、既設フェンスやブロック塀を撤去し、フェンスの新設を行ったとの答弁が

ありました。

続いて、子ども未来部の審査について申し上げます。

子育て支援課の審査では、委員から、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業について、申請のあった方90人に対して1万7,500円を支出したということだったが、対象者をどのように把握し、周知をしたのかとの質疑があり、執行部からは、対象者の抽出は児童扶養手当、もしくはひとり親医療の受給者を把握しているので、その中から対象となる方を抽出した。その抽出した対象者に案内を送付し、申請をした方に給付をしたとの答弁がありました。

次に、保育課の審査では、委員から、保育園管理費、保育園臨時職員配置費について、昨年新規採用された保育士の数、また、臨時保育士の保育士全体に占める割合を伺うとの質疑があり、執行部からは、昨年度の採用状況は、公立保育園、市の保育士では2名の採用である。また、令和元年度の状況は、正職員が111名、臨時職員は265名の合計で376名であり、約70%が臨時職員という状況であるとの答弁がありました。

また、委員から、討論において、臨時保育士と正保育士の計画的な採用を進めていただきたい。また、保育士の待遇においては、しっかり職員の勤務体系にも気を遣っていただきたい。以上、保育士不足の問題があるということで、この認定はできないとの反対討論がありました。

以上、審査の結果、認定第1号は、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第2号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

国保年金課の審査では、委員から、出産給付費について、給付件数は何件あったのかとの質疑があり、執行部からは、79件であるとの答弁がありました。

また、委員から、討論において、資格証明書の発行を続けている現状から、この決算を認めることはできないとの反対討論がありました。

次に、健康増進課の審査では、委員から、特に質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第2号は、起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第3号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部国保年金課の審査では、特に委員からの質疑はありませんでした。

次に、健康増進課の審査では、委員からは、健康保持増進事業費の後期高齢者健康診査の実施人数が4,154人となっているが、対象者は何人なのかとの質疑があり、執行部からは、1万4,603名であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第3号は、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第4号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部高齢福祉課の審査では、委員から、介護認定審査会費の報酬について、介護認定審査会委員が53人と記載されているが、実際の委員は何名いるのかとの質疑があり、執行部からは、介護認定の審査会の委員は50名である。今回の決算で53名と記載したのは、年度途中で辞任された委員が3名いたためであるとの答弁がありました。

また、討論において、委員から、特別養護老人

ホームへの入所待機者が増えているということは大きな問題である。基金の残高もあることから、しっかりと活用し、本来の介護を受けられるよう対策をしていただきたい。よって、この会後の特別会計の決算には反対するとの反対討論がありました。

以上、審査の結果、認定第4号は、起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○松田委員長 ありがとうございます。

最後に、第3分科会における審査結果について、星副委員長から報告をお願いいたします。

○星副委員長 決算審査特別委員会第3分科会における審査の経過と結果について御報告いたします。

令和2年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件6件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会に提出された各会計の歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月14日から16日までの3日間、303会議室、議員控室及び議場において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見、質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

初めに、上下水道部の審査について申し上げます。



管理課の審査において、委員から、浄化槽設置整備事業補助金の実績は、令和元年度は202基だったが、申請に対して予算は足りているのかとの質疑があり、執行部からは、申請には全て応えており、申請者数は前年度より増加しているとの答弁がありました。

次に、市民生活部の審査について申し上げます。

環境課の審査において、委員から、自然保護対策推進費に希少種等情報管理費システム運用保守料として147万2,900円かかっているが、金額については妥当なのかとの質疑があり、執行部からは、この希少種等情報管理費システムを構築している会社は1社のみとなっているため、この金額がかかるとの答弁がありました。

次に、廃棄物対策課の審査において、委員から、指定ごみ袋製造管理費、指定ごみ袋が前年より500万円減額している理由はとの質疑があり、執行部からは、ごみ袋の製造枚数が減ったことによる減額であり、在庫管理の関係で減額となったとの答弁がありました。

次に、生活課の審査において、委員から、ゆーバス、ゆータク運行費において、ゆータク運行事業の補助金が前年度対比で3,000万円ほど下がった理由と、利用状況はとの質疑があり、執行部からは、平成30年10月までは、ゆータクは予約ワゴンで運行しており、切替え時、精算方法を見直したため減額となった。なお、昨年度の利用者数は1万6,276人で増加傾向であるとの答弁がありました。

次に、市民課の審査において申し上げます。

委員から質疑がなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、気候変動対策局の審査について申し上げます。

委員から質疑がなく、全員異議なく、原案のと

おり認定すべきものと決しました。

次に、産業観光部の審査について申し上げます。

農務畜産課の審査において、委員から、堆肥センター管理運営費の委託料、堆肥製造及び堆肥等運搬業務約2,800万円に対して、手数料収入が約1,800万円であるが、改善策は検討しているのか。また、堆肥販売額が去年と比較すると100万円減となった理由はとの質疑があり、執行部から、施設の老朽化により修繕費もかかるが、利用している農家もいることから、今後継続していくか検討していく。販売減となった要因は、大口の取引先が令和元年度にはなかったこと、一般利用客が減少したためであるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、堆肥センターの経営改善について、ほかの委員の意見を聞きたいとの申入れがあり、執行部は積極的に施設の経営について改善すべきであるとの意見や、堆肥センターの管理費で722万3,000円と、修繕費でこれだけかかるというのは異常であり、今後においても那須塩原市の財政負担が大きいため、しっかりとした経営改善を検討すべきであるとの意見がありました。

次に、農林整備課の審査において、委員から、多面的機能支払交付金事業費において補助金が減になった理由を伺うとの質疑があり、執行部から、農地維持が困難になっており、農地維持支払組織が10組織の減、資源向上支払共同活動組織が2組織の減と、組織が減となっているためとの答弁がありました。

次に、商工観光課の審査において、委員から、商工イベント支援事業費が昨年度比179万6,600円増額となった理由はとの質疑があり、執行部から、増額の理由は、会場に水道設備を設置し、工事代として150万円程度かかったことと、アナウンス業務1名分を委託し、10万円かかったためであるとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の審査について申し上げます。

委員から、農業者委員会運営費、農地法の3条、4条、5条、許可実績で、今回、5条の件数が110件、面積が41万9,695平米だが、昨年の実績と比較し、件数と面積はどのような変化があったのかとの質疑があり、執行部から、平成30年度は117件で7件の増、許可面積は、平成30年度は25万7,308平米で16haの増。主な要因として、太陽光事業のメガソーラーなどがあったとの答弁がありました。

次に、建設部の審査について申し上げます。

道路課の審査において、委員から、道の駅整備事業3,627万6,400円の駐車場整備工事の内容を伺うとの質疑があり、執行部から、既存の第1駐車場に加えて、隣地の美術館側に駐車場を増設する。道の駅全体を周遊させるように整備し、現在より60台分増えているとの答弁がありました。

次に、都市計画課の審査において、委員から、不動産売却収入、分譲宅地分譲代金7件で約5,000万円となっているが、残りの区画数と分譲地の問題について伺うとの質疑があり、執行部から、分譲地の残区画は関谷地区16区画、那須塩原駅西口6区画、西那須野地区は2区画である。那須塩原駅西口と西那須野地区については、毎年数件売れているが、関谷地区は5年近く売れていないという状況であり、補助金導入を検討し、販売していきたいとの答弁がありました。

次に、都市整備課の審査において、委員から、入居率が低い市営住宅について何か対策を講じたのかとの質疑があり、執行部から、入居率が低い島方団地は6.1%となっており、全て退去が完了した時点で取り壊して地主へ土地を返還する予定である。全体的な入居率の考えとして、今の生活環境に全てがマッチしていないことが課題と捉え

ている。単身者及び高齢者用の住宅の改造等も含みながら、維持できる団地については維持し、手放すべき団地については、補償金等を充当しながら、住民と退去の交渉を行うとの答弁がありました。

次に、建築指導課の審査において、委員から、木造住宅耐震診断等補助金事業、報償費の耐震アドバイザーに対する謝礼の内容と資格要件を伺うとの質疑があり、執行部から、アドバイザーの資格は1級建築士で耐震診断を行っており、実績は1件となっているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課、整備課の審査において、委員から、下水道管渠管理費の特定事業場水質分析について内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、事業場ごとに一、二回程度の水質検査をしており、基準を超えた事業場には指導しているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第5号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課、整備課の審査において、委員から、農業集落排水施設使用料の収入が減額した理由はとの質疑があり、執行部から、南赤田地区農業集落排水事業が下水道事業会計に移行したため、農業集落排水事業の収入が減額となったとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第6号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

市民生活部環境課の審査において、委員から質疑がなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員から質疑がなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課の審査において、委員から、平成30年度と比較し、令和元年度の設備費が減額した理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、当初予定していた要害浄水場などの設備を後に回したため、設備費が減額したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第10号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で付託された案件の経過と結果についての報告を終わります。

**○松田委員長** ありがとうございます。

以上で、各分科会における審査結果の報告が完了しましたので、これより各議案の審査に入ります。

まず、認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

**○松田委員長** それでは、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

高久委員。

**○高久委員** 19番、日本共産党の高久好一です。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

反対する理由の第1は、3款2項2目保育園臨時職員配置費に265名分として4億471万6,378円の計上がありました。市の保育士は総人数367人、そのうちの265人が臨時職員で構成され、単純に人数割で計算すると72.2%を占めます。臨時職員に依存した異常な保育現場と言わざるを得ません。保育白書などによると、栃木県の平均は53%と報告されており、改善を急ぐべきです。

市は、保育士の多様な働き方に応えた勤務を強調してきましたが、職員の多くは再任用を繰り返しています。資格を持ち、希望する人は正職員として採用し、安心して働ける職場とすべきです。本市の保育士の待遇と配置は、臨時職員に依存した異常な状況が常態化しており、市の未来を担う子供たちの保育の質の確保という面からも大きな問題です。公立保育園の在り方は、民間の幼稚園や認定こども園の在り方にも多大な影響を及ぼします。決算を認定することはできません。

以上で、認定第1号の反対討論を終わります。

**○松田委員長** ほかに討論はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

**○松田委員長** ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

ただいま反対討論がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松田委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

御意見等ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 19番、日本共産党の高久好一です。

認定第2号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を行います。

反対する理由の第1は、2款保険給付費に83億2,377万8,773円が報告されています。保険料の滞納者への資格証の発行、保険証の取上げ問題があります。厚労省の資料によると、資格証の発行が10年連続ワーストワンの栃木県から2位となった栃木県です。その中で那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、県内ワーストファイブからワーストフォーになった保険証の取上げを直ちにやめ、市民に過酷な制裁で対応するのではなく、全ての世帯に保険証が届く、市民に優しい市になるべき

です。

収納率を上げるためにも、ため込んだ23億近い財政調整基金を活用し、子育て支援として子どもの均等割をなくし、市民が払いやすい保険料に引き下げ、市民の暮らしの実態に見合った税額にするとともに、土日の納税相談をさらに強めるべきです。令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は認められません。

以上で討論を終わります。

○松田委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第2号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松田委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、

採決いたします。

認定第3号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

それでは、高久委員。

○高久委員 19番、日本共産党の高久好一です。

認定第4号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論です。

反対する第1の理由は、深刻な入所待機者の問題です。2款保険給付費68億4,019万3,690円が計上されています。国の介護費用の削減と利用を抑制する政策が介護を必要とする人を苦しめています。

国が施設入所の要件を、突然、要介護3以上に限定し、入所待機者は一時的に減りましたが、市の施設整備の遅れに伴い、制限前以上の217人まで膨れ上がりました。6期計画の50人規模の施設が遅れて7期に整備され、昨年より18人減りました。199人となりました。6期計画にあったもう一つの施設整備計画は見通しも立たない状況です。代替のサービスが提供されているという言い訳は

いつまでも通用しません。入所資格があり、希望しても入所できず、生涯を閉じなければならない事態は許されません。

国と市は、加入者が安心して利用できる約束した介護を早急に提供できるようにするべきです。決算認定は認められません。

認定第4号 平成元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

○松田委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第4号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松田委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、

採決いたします。

認定第5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第1分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第7号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第8号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

[発言する人なし]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

[発言する人なし]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第10号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、審査事項は終了いたしました。



#### ◎その他

○松田委員長 次に、4、その他に入ります。

その他で委員の皆様から何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

○松田委員長 事務局よりその他で何かございますでしょうか。

[「ございません」と言う人あり]

○松田委員長 これで、今定例会における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださいますようお願いいたします。



#### ◎閉会の宣告

○松田委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会全体会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時57分